



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 話題の言葉

#### 花粉防止マスクの選び方

花粉症に悩まされる季節になりましたね。毎年、早めに対策をしようと思っていますが、対策を立てないまま、今年も鼻がむずむずとし始めました。

外出するときにマスクをする人は、年々増えてる気がします。

近年、マスクをしてる人が増えましたが、子供のころ給食を食べる前にするおなじみのマスクではなく、花粉症対策マスクは、立体構造、カテキン入り、キトサン除菌、液体セラミック加工など、いろいろな形や種類があってどれを選んだらよいのか迷ってしまいます。

マスクには、**ガーゼタイプと不織布タイプ**があります。不織布マスクは、ガーゼマスクに比べ、きめ細かいので、花粉等の除去率も高いそうですが、ガーゼマスクでも、多層構造のものでしたら、不織布マスクと同じくらいの性能になるそうです。

マスクを選ぶときの一番のポイントは、**自分の顔の形にあったマスクを選ぶ**ことのようにです。同じマスクでも人によって花粉等の除去率が10%-70%や30%-95%など大きな差がみられるということです。

通常の実験では、90%以上の花粉除去率を示すマスクが、実際にマスクを使う人によってこの効果が発揮されていないということにびっくりしました。

**最も重要なポイントは、マスクのかけ方にあります。マスク装着時に鼻や頬などとの間に隙間がないようにかけることができるマスクを選ばなければいけません。**

自分では、顔とマスクの間に隙間があるかどうかわかりにくいですから、ほかの人にみてもらいながら色々なマスクを試して購入する事がお勧めですね。

**特に目元や鼻とマスクの上部の間、頬とマスクのわきやゴムの部分との間に隙間が出来やすいですから注意が必要です。**

さらに、マスクをかけたとき、**マスクの中にガーゼを1枚あてると、どのマスクでも除去率が10%-30%アップ**するそうです。このガーゼもまめに取り替えることが清潔を保ち、効果をあげることにつながるということです。

使い捨てマスクは、毎日取り替える、洗い替えマスクは、毎日洗い、1週間ほどで捨てるのが、理想だといわれています。

私としては、マスクをはずしたときに清潔にしまうことができるマスクホルダーがあったらいいなと思っています。

毎日、めがねをかけていると、めがねがくもってしまうので、隙間がなく、なおかつ、めがねがくもらないというのが私の理想です。

最近では、刺繍入りのマスクや、西陣織のマスクなどのデザインマスクもあるそうです。

みなさんも、自分にジャストフィットするマスクを探してみてくださいね。(青島 彩子)



外出用

普通サイズ

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先: 朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

## Question (債権の消滅による貸倒損失の計上時期)

当社は、食品加工卸業を営む2月決算法人です。  
平成21年2月期の決算作業中に、2年前に民事再生法の規定による再生手続開始の申立てを行った得意先A社について弁護士に問い合わせたところ、既に平成20年1月に債権の80%を切り捨て、残額を5年間で弁済する旨の認可決定がされ、通知されていたことが判明しました。  
当社は、A社に対して500万円の債権がありましたが、切捨てられた400万円につき、平成21年2月期の貸倒損失とすることに問題はありますか？

## Answer

税務上、民事再生法等の法的手続によって債権の全部又は一部が切り捨てられた場合には、その事実の発生した日を含む事業年度において、切り捨てられた額を損金の額に算入します。  
したがって、貴社のA社に対する債権のうち切り捨て部分の400万円については、平成21年2月期の損金の額に算入することはできず、切り捨ての事実が発生した平成20年2月期の確定申告について更正の請求をすることとなります。

## 解説



税務上、民事再生法の規定による再生計画認可の決定等の法的手続により債権の全部又は一部が切り捨てられた場合には、法的に債権が消滅するため、切り捨てられた額をその事実の発生した日を含む事業年度の損金の額に算入することが強制されます。

貸倒損失の計上が強制されるのは、次のような事実により債権が消滅する場合です。  
会社更生法や民事再生法の規定による計画の認可決定による債権の切り捨て  
会社法の規定による特別清算に係る協定の認可決定による債権の切り捨て  
法令による整理手続によらない関係者の協議決定で一定のものによる債権の切り捨て  
債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除

会計上、貸倒損失が計上されていない場合は、申告調整により損金算入することとなります。

貴社のように過年度申告所得の過大計上が法定申告期限から1年以内に判明した場合には、その期間内に、税務署長から減額更正を受けるための更正の請求を行うことができます。また、法定申告期限から5年以内であれば、嘆願書など事情を説明する文書を提出することによって、税務署長の職権による減額更正を受けることができる可能性があります。

しかし、法定申告期限から5年を経過した場合には、税務署長の職権によっても減額更正することができず、切り捨てられた額は永久に損金算入できないこととなるので注意が必要です。

## 根拠条文等

国税通則法 第23条(更生の請求)、第70条(国税の更正、決定等の期間制限)  
法人税基本通達 9-6-1(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)